発信日: 2022年12月5日

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第192号

今回のテーマ「社会保険の加入条件拡大」について

厚生労働省では、「社会保険適用拡大特設サイト」が開設されています。 厚生年金と健康保険の社会保険について、今年 10 月から段階的に加入条件が拡 大されています。詳しくは、特設サイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

厚生労働省 からの お知らせ

従業員数500人以下の 事業主のみなさまへ

法律改正により パート・アルバイトの 社会保険。加入条件が

変わります。



対象となる企業

現 在

の企業

2022年10月~

従業員数501人以上 従業員数101人以上 の企業

2024年10月~

従業員数51人以上 の企業

従業員数は以下の A + B の合計 「現在の厚生年金保険の適用対象者」

+

Α

フルタイムの 従業員数

В

週労働時間がフルタイムの 3/4以上の従業員数

※従業員には、パート・アルバイトを含みます。